

危険物に該当する商品を多数陳列していませんか？

ガソリン、塗料、シンナーなどを※一定数量以上貯蔵・取扱うことは消防法で**禁止**されており、貯蔵・取扱う場合は**許可**を受ける必要があります。

危険物は、適切な環境で適切に貯蔵・取扱いをしないと容易に引火・爆発する可能性があります。大変危険です。

みなさん、貯蔵・取扱う危険物の量に注意してください。
※一定数量・・・消防法で「指定数量」といいます。



指定数量とは

指定数量とは危険物の危険性に応じて定められた数量のことで、消防法において危険物ごとに細かく分けられています。

種別	品名	物品の例	指定数量
第4類	第1石油類	ガソリン、塗料、シンナー、アセトン	200L
	アルコール類	エタノール、酒（アルコール度数60%以上）	400L
	第2石油類	灯油、軽油、塗料、農薬	1,000L
	第3石油類	重油、オートマオイル、切削油、塗料、廃油、農薬	2,000L
第4石油類	エンジンオイル、ギアオイル	6,000L	

身近にある危険物

(危険物が関係する身近な製品)

種類	製品名
燃料	ガソリン、混合油、軽油、灯油、着火剤
塗料	合成樹皮塗料、シンナー
化粧品	マニキュア、除光液
スプレー缶等	防水スプレー、消毒用アルコール アロマオイル、ライターオイル



上記製品は、製品自体が危険物の物や製品の中に危険物が含まれているものがあります。身の回りには様々な製品に危険物が含まれています。

危険物を見分けるために



身の回りには、一目で分からないような危険物が多くありますが、法令により危険物を取めた容器には表示をすることが定められていますので、容器の表示を見ることで危険物であるか分かります。

表示の例

第2石油類／危険等級Ⅲ／火気厳禁／合成樹脂エナメル塗料（L-18）金・銀は（A-037）
クイヤ・ツヤ消しクイヤは合成樹脂クイヤ塗料